



令和6年5月24日
石川運輸支局輸送・監査部門

石川県内で初めての「自家用車活用事業」が始まります ～地域交通の担い手確保や、移動の足の不足解消につなげます～

石川運輸支局は、株式会社富士タクシー、大和タクシー株式会社、大和自動車交通株式会社、石川交通株式会社及び石川近鉄タクシー株式会社から申請のあった「自家用車活用事業」について、令和6年5月24日付けで許可を行いましたので、お知らせします。

「自家用車活用事業」は、本年3月、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することを可能とする制度として創設されました。

タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送について、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉を確保するためやむを得ない」として認めて許可するもので、石川県内においては、今回が初めての許可となります。

【許可の概要】

許可年月日： 令和6年5月24日

使用車両数： 株式会社富士タクシー（金沢市御供田町ホ171番地2） ……4両
大和タクシー株式会社（金沢市西金沢一丁目102番地） ……3両
大和自動車交通株式会社（白山市田中町171番地） ……3両
石川交通株式会社（金沢市長田2丁目25番地25） ……4両
石川近鉄タクシー株式会社（金沢市北安江2丁目30番地26） ……3両

対象地域： 金沢交通圏

車両数が不足する曜日及び時間帯： 金曜日・土曜日 16時台～翌5時台

【お問い合わせ】

石川運輸支局輸送・監査部門 長谷川、今花
TEL 076-208-6000
接続後「1」をプッシュ